

方法をアドバイスする「自書作成指導」を行います。

医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費計算は必ずご自分で計算してお願いしてください。

所得税や市・県民税（住民税）を正しく計算するには、収入や各種の控除を正しく申告していただくかなければなりません。この収入などの申告には「所得税の確定申告」と「市・県民税の申告」の2種類があります。

確定申告は所得税を精算するための申告です。医療費控除などの還付申告も確定申告のひとつです。確定申告をしないと、市・県民税の申告についても申告したことになりません。

これに対して、確定申告の必要はないけれども、市・県民税を計算するために申告していただく必要がある場合があります。この場合の申告が、市・県民税の申告です。

なお、給与所得者で年末調整が済んでいる方は所得税が精算されていますので原則として申告の必要はありません。

確定申告が必要な方(例)

昨年1年間に所得があり、次に該当する方です。

- ①平成24年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える方
- ②給与所得のある方で
- ③給与の年収が2000万円を超える方

②給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

※年金所得者の申告手続の簡素化について

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がな

くなりませんでした。この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができません。ただしこれに該当する方であっても、公的年金等以外の所得がある方は市・県民税の申告が必要です。

確定申告をすれば税金が戻る方(例)

平成24年分の所得税について、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告（還付申告）をすることができます。

- ①給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②平成24年に途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振込となります。口座番号等の分かるものを用意してください。

※還付申告は、1月4日(金)から茂原税務署で受付ています。申告期間前の方が窓口は空いていますので、早めの提出をお勧めいたします。

納付期限及び振替

所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

依頼書に預金口座番号を記入し、預金届出印を押印のうえ提出してください。

◆納付期限(口座振替以外) 3月15日(金)

◆口座振替日 4月22日(月)

◆提出先 茂原税務署または金融機関

◆提出期限 3月15日(金)

税理士が行う無料申告相談

税理士記念日事業として、経験豊富な税理士が無料で相談に応じます。

小規模の事業者を対象とします。そのため、所得金額が高額である方や、相談内容が複雑な方などは茂原税務署で相談してください。また、還付申告についての相談も行います。

◆相談日 2月22日(金)

◆時間 9時30分～12時、13時～16時

◆場所 市役所市民室

◆問合せ 千葉県税理士会茂原支部 ☎(26)7372 (平日の午前中に限る)

青色申告と税務相談

茂原市は「青色申告宣言」のまちです。

茂原市青色申告推進協議会は、皆さんに税への認識を深めていただき、青色申告をより普及育成することによって事業経営の実態を明確にし、事業の繁栄と市民生活の安定を図ることを目的としています。

本協議会では、次の期間に青色申告の普及と税務相談を行いますので、ご利用ください。

◆期間 2月12日(火)～3月13日(水) (土・日曜日は除く)

◆時間 9時～11時30分、13時～15時30分

◆場所 茂原青色申告会館 (茂原市道表12番地)

◆問合せ 茂原税務署管内青色申告会 ☎(23)1273

市・県民税の申告について

市・県民税が課税となる方は、控除等の申告もれのないよう適切に申告してください。